

京都市告示第 21 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

京銀カードサービス株式会社 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731 番地

三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

京都市スポーツ振興基金寄付金

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

（文化市民局市民スポーツ振興室）